

第2回一関地区広域行政組合エネルギー回収型一般廃棄物処理施設  
整備候補地選定委員会会議録

1 会議名 第2回一関地区広域行政組合エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備候補地選定委員会

2 開催日時 平成30年11月7日（水）午後2時から午後3時50分まで

3 開催場所 いわて県民情報交流センターアイーナ会議室702

4 出席者

(1) 委員 中澤廣委員（委員長）、千葉啓子委員（副委員長）、東淳樹委員、大河原正文委員、田中一幸委員、平塚明委員、山本博委員

(2) 事務局 尾形秀治事務局長、村上秀昭事務局次長兼総務管理課長、吉田健総務管理課長補佐兼施設整備係長、中村謙介総務管理課主任主事

5 議事

(1) 整備候補地の条件について

(2) 第1次選定の条件について

6 公開、非公開の別 公開

7 傍聴者 2人

8 あいさつ

本日は、当組合の2つの焼却施設の老朽化に伴い新たに整備を進めるエネルギー回収型一般廃棄物処理施設の整備候補地に係る第1次選定に係る回避条件について協議をお願いする。忌憚のないご意見を賜りたい。

9 協議内容

(1) 整備候補地の条件について

会議資料協議1により事務局から説明を行った。

以下、委員からの質問等

委員 新施設の敷地面積が4haと設定されているが、地形により同面積でも有効利用できる平地が変わってくる。敷地面積が4haとして捉えて良いのか。

事務局 ここでの敷地とは利用する平地の面積であり、その概算内訳は焼却施設敷地2ha、災害廃棄物ストックヤード敷地1ha、リサイクル施設敷地1haである。

委員 余熱活用施設敷地分として記載のある1haとは、他の事例ではどの程度の施設が整備できる面積なのか。

事務局 盛岡市の「ゆぴあす」の敷地が1.2ha程度であり、その他の自治体の事例でも0.8ha～1ha程度の敷地状況であるため、1haと設定したものである。

委員 リサイクル施設は既存施設を継続使用するとあるが、その期間はどの程度を想定しているのか。

また、新施設と既存リサイクル施設間で廃棄物等の搬送が想定されるが、その頻度や量はどの程度と考えられるのか。

事務局 具体的な期間は未定であるが、既存リサイクル施設の現在までの稼働年数は20年未満であり、新施設竣工予定時点から数年は稼働可能として計画している。

内部検討では、既存リサイクル施設の継続使用期間中は、新施設との間で1日にダンプ1台が廃棄物等の搬送に往復すると試算している。

委員 スtockヤードの形状や規模はどのように計画しているのか。

事務局 平屋の屋根付きガレージのような形状で、面積は650㎡程度、保管量は保管する種類毎に約10t車1台分程度を想定している。

委員 スtockヤードはリサイクル施設に送る資源物や不燃物を保管するとあるが、新たなリサイクル施設の整備後は不要になるのか。

また、保管する不燃物等には最終処分場に搬出前の焼却灰等も含まれるのか。

事務局 新施設では可燃性廃棄物の処理を行うが、搬入される可燃廃棄物には不燃物が混入していることもあり、分別後の不燃物や資源物をリサイクル施設に運搬する必要がある。Stockヤードではそれらを搬出までの間保管する。新リサイクル施設整備後は、新リサイクル施設のStockヤードとして使用する。

焼却灰は随時最終処分場に運搬するため、基本的にStockヤードに保管しないが、必要な場合には保管可能な容量を持った規模として考えている。

委員 組合管内でのごみの分別はどのようになっているのか。

事務局 組合管内の2つの清掃センターで分別の仕方に相違がある。基本的にはそれぞれ可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみに分けられるが、資源ごみの取り扱いで違いがある。この違いについても、新施設の整備に合わせて統一を図っていくことを考えている。

委員 新施設では粗大ごみを含む焼却対象一般廃棄物を処理するとされているが、一方大東清掃センターの粗大ごみ処理施設は継続使用すると記載されている。施設の使い分けはどのようになるのか。

事務局 大東清掃センターのリサイクル施設は組合例規上の取り扱いでは「粗大ごみ処理施設」という名称であり、粗大ごみの破碎処理や資源ごみ等の分別処理を行っている。新施設の稼働後は資源物のリサイクル処理を主に行う。

委員長 協議1の整備候補地の条件等については委員会で決定する事項ではないと思われる、各委員の理解が得られたようなので次の協議に移る。

(2) 第1次選定の条件について

会議資料協議2により事務局から説明を行った。

以下、委員からの質問等

委員 自然的特性条件の中で、活断層についての記載をするべきではないか。当該地区には活断層がないことは確認されているが、存在しない旨を自然的特性条件の説明の中に記載されたい。

事務局 記載することとしたい。

委員 地域森林計画対象民有林を回避条件としないことについては問題ないと思うが、1ha以上の開発行為には県の許可が必要と記載されている。これから選定する候補地の面積は5haになるが、選定する土地が県から許可が下りなくなる可能性等は委員会において考慮する必要があるのか。

事務局 当該条件は基本的には解除が可能なものと考えている。また、委員会において解除の可否についての考慮は不要である。

委員 河川保全地域全域を除外すると提案されているが、河川区域は全域除外する必要があると思う。しかしながら、河川保全区域は堤防等の構造物を守るために、それらに影響する範囲の建築物や構造物の建設が制限されるが、それ以外の道路や駐車場への利用については特に制限を受けない。敷地全体が当該区域であれば施設建設ができないので適当ではないが、駐車場等の利用は可能な区域なので一部が該当する分には問題ないのではないかと。

事務局 河川区域については条件に加えたい。河川保全区域を条件から除くかについては委員会での協議結果により対応したい。

委員長 河川保全区域を回避条件から除くことについて、ご意見を願います。

委員 <意見等なし>

委員長 意見がないようなので、河川保全区域は回避条件としないこととしたい。

事務局 協議の結果により修正を行う。

委員 浸水想定区域は施設の整備場所として望ましい区域ではないが、他の事例等を見ても施設が存在しているところも多くみられるので、最終処分場は論外としても焼却施設であれば必ずしも除外する必要はないのではないかと。

委員長 浸水想定区域を回避条件とするかご意見を願います。

委員 紫波のクリーンセンターが浸水により被害を受けた例もあり、浸水想定区域は回避すべきと思う。

委員 浸水想定区域以外の場所で適地が見つければそれに越したことはないが、区域内にも浸水の程度があり、浸水の深度が低いところであれば、仮に浸水して

も施設に甚大な被害が及ばないような浸水対策を取り建設している事例も多々ある。このようなことから必ずしも不適であるとはいえない。

委員長 実際の浸水時にどの程度の深度となるかは把握しているのか。

事務局 本日提案している情報には深度の情報は反映されていない。深度の情報は保持しているので、浸水の程度により条件を決めることも可能である。

委員 最終処分場の委員会では1次選定条件に浸水想定区域は入っているか。当該区域は新施設の条件として独立して考えて良いということか。

事務局 最終処分場の1次選定では追加条件として浸水想定区域を入れている。当該区域を条件とするかは最終処分場の条件とは別に考えていただきたい。

委員 雨量が従来 of 想定通りではなくなってきた、各方面で見直しをしている実態がある。例えば平成28年8月の台風10号の時も、想定していた雨量を超えた。これまでとは違う動きの台風が来る等の、従来 of 想定とは違うことも発生している。このようなリスクを考えると回避条件とすることが適当ではないかと思う。

委員 既存の施設で浸水想定区域内に建設されているものはあるのか。

事務局 現在の清掃センターは比較的標高の高い場所にあるので、当該区域には該当していないが、当該区域内に存在する公共施設はある。

提案の際に浸水想定区域を条件とした事務局の考えとしては、廃棄物処理施設は住民の生活に密接し、常時廃棄物の受入をしなければならないため、収集運搬の車両が施設周囲の浸水により施設へ搬入できないということが起こらぬよう、当該区域全体を回避条件として提案している。

委員 一関地方はアイオン、カスリン台風による大きな水害があった地域なので、浸水想定区域内の浸水の深度ではなく、行政が建設可能地として考えた場合、住民が受け入れられるかということも考えなければならないと思う。

委員長 北上川のほか、砂鉄川、磐井川からの浸水災害はこれまでにあったのか。

委員 磐井川は平成20年の岩手・宮城内陸地震の際、山の崩落により土砂ダムができて水位が上がり、災害を防ぐために緊急に排水路の工事を行うなどの大掛かりな対策を行った経緯がある。そのようなことから、河川の氾濫については住民が敏感になっていると思われる。

委員 浸水想定区域は施設整備に適している土地であるとは考えていない。地域特性にもよるかと思われるが、当該区域を除くと有効な平場が残らないため必ずしも当該区域を除外しないという地域の事例もある。そのため、当該区域を除外しても平場が確保できる見通しがあれば、回避条件としてもよいかと思う。

委員長 他に意見がなければ、過去に実際に水害が起こっているということ、また、提案された回避条件全てを考慮しても、候補地が十分に残ることが考えられることから、リスクを考え当該区域は回避条件とすることとしてよいか。

委員 <意見等なし>

委員長 それでは浸水想定区域は回避条件として取り扱う。

委員長 農業振興地域を回避条件としないという提案であるが、備考欄の内容について説明をお願いします。また、住民の耕作継続の意思はどのように確認するのか。

事務局 事務局案では、農業振興地域は1次選定では回避条件としないが、住民等から今後耕作を継続する意思のない農地の情報の提供を求め、第2次選定で絞り込むことを考えている。そうすることによって当該区域内における耕作がされない土地を抽出できると考えている。

前回会議の際、当組合の管理者から広く住民等から情報提供を募りたいという話を申し上げた。今も少しずつ情報の提供を受けているが、次回の第3回会議において具体的な確認方法等を含めて提案したいと考えている。

委員 そもそも農業振興地域がどういうものなのか説明が必要ではないか。住民の申し出の前に、構成市町において大きな投資を行った優良農用地や、近い将来において大規模な農業投資を行う予定の見込まれる土地等については、農業担当部署から意見がでる。そういう場所は当然除いていくというような説明がないと、当該区域に深い知識を有した方でないと議論ができない。

いきなり住民の意向を確認するという話になっているが、そういう話ではなく、行政として住民の生活に密着した施設の整備候補地を検討している段階であることから、行政としての当該区域の考え方を説明してほしい。

委員長 事務局の説明の中では、耕作継続意思の確認と、用地提供の申し出の内容が混同しているように感じられたが、事務局の提案内容はどちらの考えなのか。

事務局 実際に情報提供を求めれば、消極的な意見も積極的に提供したいという話も出てくると想定している。農業振興地域内の土地には、もそもそも法的に規制の除外ができない土地があり、そういう場所は申し出があつたとしても候補地にならない。農政担当部署との協議は当然に必要なってくるので、それについては事務局で進めていかなければならない。

最終処分場の第1次選定条件の検討の際、耕作放棄地等の利用されていない農地は候補地として適しているため、第1次選定では残すべきとの意見をいただいていた。農業担当部署と協議の結果、特定の年度に耕作されていない農地については判別できるが、耕作放棄地は判別できないとのことであった。生産

調整や転作等の関係である土地が耕作放棄地か否かを判断するためには、住民等からの情報を集めるほかないため、今回の提案となっている。従って、情報が提供されて初めて耕作放棄や、未利用農地が抽出可能となると考えている。

委員 特定の土地が農地として継続するか否かも大事であるが、それと土地所有者の意思とを混同すると、継続しないという申し出により、当該土地が整備候補地になるかもしれないという考えを持たれることにもつながる。

順序としては、農地所有者の意思ではなく、その土地の客観的条件から処理施設整備候補地に適しているか否かを判断したうえで、候補地として選ばれた土地に関して所有者の意思確認を行うという手順であれば理解できる。その手順を踏まずにいきなり意思確認を行うということには抵抗を感じる。

委員長 議論を整理したい。現在議論している条件である農業振興地域については、1つは当該地域を回避条件から除くということ、もう1つは土地所有者に耕作継続意思の確認を行う仕組みを作ることである。この2つを分けて、確認する。

第1次選定では農業振興地域を回避条件としないことについてはよろしいか。

委員 それはやむを得ないと思う。

委員長 それでは農業振興地域は回避条件としないこととする。

耕作継続の意思の確認については各委員から様々な意見が出されたので、それを踏まえて事務局で再度検討し、次回会議で提案を受けるといったことではいかがか。

委員 <意見等なし>

委員長 それでは事務局にはそのように対応をお願いします。

10 担当課 総務管理課